

高山市税条例の一部を改正する条例の概要について

1. 個人市民税関係

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

- ・年初に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項について、令和7年1月1日以後に支払いを受ける給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書から、前年の申告内容と異動がない場合、前年から異動がない旨の記載に代えることができることとする。

[第29条の2]

(2) 森林環境税の賦課徴収に関する規定の追加

- ・森林環境税（国税）の新設に伴い、市県民税の均等割が賦課される個人に対し、1人1,000円を市県民税の均等割と併せて令和6年度から賦課徴収する。

※森林環境税…市町村及び都道府県に譲与される森林環境譲与税の財源となる税。国に納付されたのち、間伐や人材育成・担い手の確保、森林整備等に関する事業に充てる費用として、私有林人工林面積や林業就業者数等により按分され、国から譲与される。

[第37条の2・第41条・第44条・第47条・第52条・第52条の2・第52条の6]

2. 軽自動車税関係

(1) 特定小型原動機付自転車の種別割の税率区分の見直し

- ・道路交通法等において特定小型原動機付自転車（例：電動キックボード）が新たな車両区分として定義され、3輪以上の特定小型原動機付自転車については、現行のミニカーの税率区分（年額3,700円）から第一種の税率区分（年額2,000円）となり当該税率区分を適用する。

※特定小型原動機付自転車…原動機自転車のうち外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、原動機の定格出力が0.60kW以下、長さ1.90m以下、幅0.60m以下、最高速度が20km毎時以下のものをいう。

[第95条]

(2) 軽自動車税の種別割等の賦課徴収に係る加算金の引上げ

- ・燃費性能を偽装して種別割及び環境性能割の真正な税率より低い税率の適用を受けた場合に、不足税額をその性能を偽装した事業者が納付の義務を負うこととし、その際の税額に100分の10の割合の加算金を課すものとする規定において、加算金の割合を100分の35とする。

[付則第29条の2・付則第30条]